

第22号議案

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月22日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市職員の育児休業及び部分休業の取得要件の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成11年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第17条第1項ただし書中「次の各号のいずれにも該当する非常勤職員」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員」に改め、「以下」を削り、同項各号を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。